

開企発0424第1号  
令和5年4月24日

各都道府県人材開発主管部（局）長 殿

厚生労働省人材開発統括官  
企業内人材開発支援室長  
（公印省略）

令和5年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準等に係る留意事項について

職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）（以下「認定補助金」という。）の業務運営につきましては、平素より多大な御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、令和5年4月20日付け開発 第2号「令和5年度職業能力開発校設備整備費等補助金（認定職業訓練助成事業費）における補助対象経費の算定基準について」（以下「算定基準通達」という。）により各都道府県知事あて通知されたところですが、その運用の細目等はおりのとおりですので、その内容を十分にご了知の上、その円滑な事務取扱等について特段の御配慮をお願いします。

なお、本年度の交付申請書の提出期限は、令和5年5月26日（金）までとしますので、よろしく御了知願います。

## 記

第1 算定基準通達の別紙1「令和5年度認定職業訓練助成事業費（運営費）における補助対象経費の算定基準」（以下「算定基準」という。）の取扱いについては、以下の事項に留意すること。

### 1 算定基準の第1について

#### (1) 補助対象の確認等に係る留意事項について

イ 中小企業事業主等の令和4年度における職業訓練実施状況及び経理内容について、訓練生名簿（①訓練生名、②所属事業所名、③年齢、④雇用年月

日、⑤その他必要事項。以下同じ。)、訓練日誌、訓練生出欠簿、領収書等の書類の提出又は訪問による調査により、訓練計画に従った訓練が的確に行われたか否かを十分に確認すること。

令和4年度における集合訓練の時間数が交付決定の基礎となった訓練時間を下回ったために補講を必要とする中小企業事業主等については、令和4年度において完全に補講が行われたと認められた者についてのみ、補助の対象として取り扱うものであること。この場合においては、当該補講計画書及び補講の結果を確認すること。

また、認定職業訓練の実施に係る予算の執行に当たっては、算定基準第2の各号に掲げる経費について、中小企業事業主等の帳簿等の書類上、補助対象経費がそれ以外の経費と明確に区分され、その支出が明らかになる領収書等の書類を整備している者であることを要するものであること。

- ロ 特に令和5年度に新たに認定補助金の交付の対象となる中小企業事業主等については認定職業訓練を的確に遂行するに足る能力及び予算執行の適正に係る確認に当たっては、職業訓練認定申請書記載の各事項について書類上又は訪問による調査を十分に行うこと。なお、調査に当たっては、特に将来にわたっての訓練生の確保計画、指導員の有無、訓練計画(カリキュラム)の内容等及び訓練運営の事務体制並びに経理組織体制の確認等を中心に行い、認定職業訓練及び予算の執行が的確に行われる者であるか否かを十分に確認することとする。

## (2) 認定補助金の交付対象となる認定職業訓練について(算定基準第1の2関係)

算定基準第1の2に該当する認定職業訓練の訓練科であって、同(1)のイからホに該当する補助対象訓練生以外の者がその訓練生に含まれているものについては、当該補助対象訓練生に対する訓練に支障のない範囲で、当該補助対象訓練生以外の者に対する訓練が行われるものであると認められるものであることを要すること。

短期の課程においては、補助対象訓練生が1人から補助の対象の訓練科とするものであるが、訓練の実施にあたっては3人以上の訓練生の確保に努めること。

認定補助金の交付対象となる訓練については、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位ごとに判断するものであるが、補助金の単位の計算にあたっては、訓練の実施時期の状況、訓練カリキュラム、訓練生募集の状況、訓練生の受講状況の実態により1訓練科と判断される場合には、複数の訓練を1訓練科として計算し補助金の額を算定すること。

(3) 補助対象訓練生の認定職業訓練施設における確認方法について（算定基準第1の2関係）

イ 中小企業事業主に雇用されている者について

中小企業事業主に雇用されている者のうち雇用保険の被保険者については、雇用保険被保険者証の写し等により確認を行い、訓練生名簿等に雇用保険被保険者証の被保険者番号を記載すること。

ロ 未就職卒業者等について

未就職卒業者については、卒業後概ね3年以内の者であることを、卒業証明書等の提示を求め確認を行い、訓練生名簿等に卒業校を記載すること。

職業能力開発形成機会が十分でない者については、その職歴等について、直近3つの職歴を記入させること。

ハ 45歳以上の中高年齢者について

運転免許証等の身分証明書により年齢の確認を行い、訓練生名簿等に生年月日を記載すること。認定職業訓練を受講して安定的な再就職を目指すことを聴取し、訓練生本人により就職希望の職種、直近5年程度の経歴を記入した書面を作成すること。

ニ 職場復帰を希望する者について

出産・育児等を終了した者については、子が小学校就学の始期に達するまでに認定職業訓練を受講して安定的な復職、又は再就職を目指す者であること。

出産・育児等により離職したことが分かる書類（前職が分かる書類等）及び子が小学校就学の始期に達するまでであることが分かる書類（母子健康手帳の子の出生を証明する該当部分等）により確認を行い、訓練生名簿等に子の生年月日を記載すること。なお、認定職業訓練を受講して安定的な復職、再就職を目指すことを聴取すること。

ホ 建築大工・左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法第33条の規定に基づく特別加入者について

建築大工・左官等とは、労働者災害補償保険法施行規則第46条の17第2号に掲げられている事業であること。一人親方等とは、労働者災害補償保険法第33条第3号又は第4号に該当する者であること。

労災の特別加入者の確認については、国が発行した労働者災害補償保険特別加入承認通知書の写し又は国の受領印が押印された変更届の写し及び労働者災害補償保険特別加入者の給付基礎日額決定通知書の写しによること。なお、個人情報保護の観点から、当該書類を提出させる場合においては補助対象訓練生の該当部分以外についてマスキングされたものとする。特別加入申請書等の代わりにカード形式の特別加入証明書がある場合は、これによることとしても差支えなく、労働保険番号及び発行した機関を記載すること。また、特別加入団体が証明した書類によることとしても差支えない。

上記ロ、ハ、ニの者について、聴取した内容等は別添の記載例を参考にし自由様式の書面に残し、本人の署名を添えること。当該書類については、訓練生名簿等とともに実績報告時まで確認すること。

(4) 収益事業の取扱いについて

未就職卒業者等を受け入れて訓練を実施した結果、収益が得られることも想定されるところ、多額の収益が得られた事業まで補助対象とするものではないこと（未就職卒業者等本人の費用負担について、総費用や他訓練受講生の受講料の例えば3分の1以下にする等、各都道府県において独自に補助基準を定めることが考えられる。）。

(5) 訓練生数の弾力運用について

イ 「5年度以内」の取扱いについて（算定基準第1の2関係）

「5年度以内」の取扱いについては、訓練生数が算定基準第1の2の(2)の補助基準を下回った時点の属する年度から5年度間を上限として都道府県において特に必要と認める訓練期間について、補助対象とする。

ロ 弾力運用中の訓練科の補助金の取扱いについて（算定基準第2の7関係）

訓練生数の弾力運用を適用している訓練科については、算定基準第2の7の「訓練開始後の補助金の取扱い」は適用しないこと。

2 算定基準の第2について

(1) 補助対象経費について（算定基準第2の1関係）

算定基準第2の1に掲げる経費について、実施団体等に規約が定められていない場合については、早急に規約を定めるよう指示すること。

(2) 補講に要する経費について（算定基準第2関係）

補講の実施に要した経費については、補助対象経費とならないため、令和4年度の訓練で令和5年度に補講を必要とする訓練生に係る当該補講に要する経費については、別に事項を設け補助対象経費と区分することとする。

(3) 訓練開始後の認定補助金の取扱いについて（算定基準第2の7関係）

訓練開始後、訓練実施途上において訓練生数が算定基準第1の2の(2)の基準の要件を充たさなくなった場合は、当該要件を具備して実施した期

間分の経費については補助対象とすること。

例えば、訓練期間等で当該経費及び補助対象基準額を按分し補助額を確定した上で補助対象とするなど、都道府県の実情に応じて算定すること。

### 3 算定基準の第3について

共同認定職業訓練充実化経費について（算定基準第3の1の（3）関係）

共同認定職業訓練実施団体の行う長期間の訓練に対する共同認定職業訓練充実化経費については、訓練生募集、臨時教務職員の配置、訓練生の定着促進に要する経費の合計の上限であること。例えば、該当する経費が臨時教務職員の配置のみだった場合においても、当該実績額の2/3が361,600円を上回る場合は、当該基準額を上限とできること。

### 4 認定職業訓練施設間の訓練の委託等の取扱いについて

#### (1) 認定職業訓練施設間の訓練の一部委託について

イ 認定職業訓練施設を運営している中小企業事業主等が当該都道府県内の他の認定職業訓練施設を運営している中小企業事業主等に訓練課程の一部を委託した場合、委託元の中小企業事業主等（以下「委託元」という。）及び委託先の中小企業事業主等（以下「委託先」という。）は、以下のa及びbに該当する場合は、それぞれ別々に補助金額を算定の上、申請を行うことができること。

a 認定職業訓練について、委託元から委託先に対し一部委託を行うものであること。

b 委託元から委託先へ的一部委託については、当事者間の民事契約により取り決めることとし、当事者間で当該認定職業訓練の実施に係る委託料、委託期間、委託人数等の記載がある委託契約書を交わしていること。

ロ 一部委託に係る経費の算定に当たっては、以下の事項に留意すること。

a 算定基準第2に掲げる国の補助金の交付の対象となる経費の算定については、一部委託の期間内において、委託先は、委託元の訓練生に係る訓練経費について合わせて計上することができること。

b 算定基準第3の1に定める補助対象基準額の算定に当たっては、委託元又は委託先別々に算定することとし、委託先は、委託元の訓練生数については計上しないこと。

#### (2) 認定職業訓練施設間の訓練の全部委託又は合同実施について

委託元が、将来の訓練施設又は訓練課程の統合を前提に、当該都道府県内の他の委託先に訓練課程の全部を委託又は認定職業訓練施設間で訓練を

合同で実施する場合において、以下のイからハのいずれにも該当する場合は、全部委託の場合は委託先が、合同実施の場合は、当事者のうちのいずれかの中小企業事業主等が、補助金額を算定の上、申請を行うことができること。

イ 当該年度に係る認定職業訓練の訓練科について、委託元から委託先に対し全部委託又は認定職業訓練施設間で訓練の合同実施を行うものであること。

ロ 委託元から委託先への全部委託又は認定職業訓練施設間で訓練を合同で実施する場合については、当事者間の民事契約により取り決めることとし、当事者間で当該認定職業訓練の実施に係る委託料、実施期間、実施人数等の記載がある委託契約書等を交わしていること。

ハ 当事者間で3年以内に訓練施設又は訓練課程の統合に係る合意文書(誓約書等)を締結していること。

### (3) 補助対象の確認等について

イ 委託元から委託先への一部委託の補助金の申請に際しては、上記(1)イbの委託契約書により、補助対象の適否を確認すること。

ロ 全部委託又は認定職業訓練施設間の合同実施の補助金の申請に際しては、上記(2)ロの委託契約書等及び同ハの合意文書(誓約書等)により、補助対象の適否を確認すること。

### (4) その他

イ 一部委託に係る一部の割合については、各認定職業訓練施設、訓練課程の実情に応じて適正に判断すること。

ロ 一部委託及び全部委託については、委託先が1つで委託元が複数であっても委託は可能であること。また、合同実施については、3者以上であっても可能であること。

ハ 一部委託又は全部委託に係る委託先が再委託を行っている場合は、補助金の補助対象外とすること。

## 5 補助金の交付申請手続について

都道府県の補助対象となる中小企業事業主等の行う認定職業訓練の事業年度が都道府県の会計年度と異なる場合には、中小企業事業主等の事業年度における事業計画書、収支予算書のほか、都道府県の会計年度内に行われる事業の計画書及び収支予算書をも整理保管させることとし、交付決定するものとする。

6 補助金を受けて認定職業訓練を実施する中小企業事業主等に対する査察指導等の実施について

- (1) 令和5年度における補助金交付の対象となる中小企業事業主等については、補助金交付の対象となる経費の経理が的確に行われるよう計画的に査察指導を行うこととすること。
- (2) 中小企業事業主等に対して補助事業に関する帳簿（予算差引簿、現金出納簿、備品台帳等）及び証拠書類（領収書、収入控等）、その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類（訓練生名簿、訓練計画（当該認定職業訓練が実習併用職業訓練に該当するものである場合にあつては、実習併用職業訓練実施計画を含む。）、訓練日誌、訓練出欠簿等）を整理保管させること。

7 国の補助金の交付申請について

- (1) 交付申請書を作成するに当たっては、補助金を受けて認定職業訓練を実施する中小企業事業主等の訓練生数を訓練生名簿や訪問調査等により、正確に調査し、真に補助対象となり得る確実な訓練生数を把握のうえ記載すること。
- (2) 交付申請書に当該補助事業に係る都道府県の予算抄本を添付すること。  
なお、予算未議決又は追加予算提出予定の場合はその措置計画等を添付し、後日、議決された場合は、速やかにその抄本を添付すること。
- (3) 長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。）において、令和4年度における訓練生数が3人未満の単独訓練施設又は3人（専門課程においては、1年次1科10人）未満の共同訓練施設における訓練科を補助対象とする場合には、当該訓練施設又は訓練科が算定基準第1の2の（2）イただし書の規定又はロに該当する旨の理由書及び過去2年間における補助対象訓練生数一覧を添付すること。

第2 算定基準通達の別紙2「令和5年度認定職業訓練助成事業費（施設費及び設備費）における補助対象経費の交付要件」（以下「交付要件」という。）の取扱いについては、以下の事項に留意すること。

1 交付要件2(1)のハについて

交付要件2(1)のハの「これに準ずる構造」について、「これに準ずる構造」とは、必ずしも準耐火構造を指すものではなく、訓練施設として、十分な耐久性のある構造であると各都道府県で判断した場合については、準耐火構造で無くても可とすること。

## 2 交付要件 2 (1) のニについて

交付要件 2 (1) のニの「その他訓練に必要な部分」については、令和 5 年 4 月 12 日付け開発 0412 第 2 号「令和 5 年度職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の算定基準について」別添 2 「1. 建物について」の「(1) 公共職業能力開発施設の設備の細目に定める基準面積以外の面積について」に示されたものを準用すること。

## 3 施設費及び設備費に係る契約について

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定される国及び地方公共団体の契約方法にならい契約手続が適正に行われ、公正かつ最適な価格により行われるものについて補助対象とすること。

## 4 施設費の補助金額の算出にあたっては、令和 5 年 4 月 12 日付け開発 0412 第 2 号「令和 5 年度職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の算定基準について」に準じて算出すること。

## 5 補助事業で整備された施設・設備に係る査察等について

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条において補助事業等により取得・効用の増加した財産の目的外使用等を制限しており、平成 20 年 4 月 17 日付け能発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」において、本補助金により取得・効用の増加した財産の取扱いを定めているものである。

(2) 各都道府県においては、本年度補助対象となる施設・設備のみならず、過年度に補助対象とした施設・設備についてもその補助目的に沿った適正な使用の有無等について適切に把握し、本補助金及び当該法令等の趣旨に沿った取扱いがなされるよう留意されたいこと。

## 6 補助金交付申請書について

(1) 施設設置に係る予算総額に設置主体以外の者の支出する経費が含まれている場合は、その内容、金額等を具体的に補助金交付申請書に付記すること。

(2) 補助金交付申請書には、令和 5 年 4 月 24 日付け厚生労働省発開 0424 第 3 号「職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費・認定職業訓練助成事業費・旧情報処理技能者養成施設設備整備事業費）交付要綱」の 6 に掲げる添付書類のほか、次の書類を添付する



ものとする。

- イ 都道府県の予算措置状況（施設・設備の区分、決定予算額、議決年月日及び追加予定予算額、議決予定年月日）
- ロ 土地についての権利関係を明確にした貸借、買収等に係る契約書等の写し
- ハ 建物の側面図、平面図及び敷地の図面
- ニ 間接補助事業の場合は、都道府県の補助金交付規程、令和4年度補助金交付決定通知書の様式及び補助金の交付に係る市町村及び認定職業訓練実施団体等の歳入歳出予算の抄本（予算未議決又は追加予算提出予定の場合は、その予算見込額等を明らかにする資料）

### 第3 その他

交付申請に当たり予算措置が間に合わない都道府県であって、とりあえず、現に予算措置されている範囲内の金額で交付申請を行い、補正予算等の措置後、変更交付申請を行う予定の場合にあっては、交付申請の際にその旨付記すること。

### 第4 次年度の所要額調べについて

各都道府県の所要額を踏まえ予算要求するため、次年度の所要額について聴取させていただくが、聴取内容及び時期については別途連絡する。

なお、施設費及び設備費については、当該事前聴取した所要額に基づき予算要求をするところであるので、必要となる施設・設備について十分精査の上、所要額を提出されたい。

記載例 1

認定職業訓練事業費補助金の補助対象訓練生についての聴取事項

1 氏名 ○○ ○○

2 生年月日 平成 年 月 日 (満 歳)

3 受講訓練科 (コース名) 建設科

4 補助の交付対象となる要件の該当

算定基準第 1 の 2 の (1) ロの (b) 職業能力開発形成機会が十分でない者

5 職歴

(1) ○○株式会社 平成 2 年 10 月～平成 3 年 2 月 (5 月)

(2) △△工業株式会社 平成 31 年 4 月～令和元年 10 月 (7 月)

(3) □□産業株式会社 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月 (1 年)

令和 年 月 日、本人より聴取

(本人署名) ○○ ○○

## 記載例2

### 認定職業訓練事業費補助金の補助対象訓練生についての聴取事項

- 1 氏名 ○○ ○○
- 2 生年月日 昭和 年 月 日 (満 歳)
- 3 受講訓練科 (コース) 名 電気工事科
- 4 補助の交付対象となる要件の該当  
算定基準第1の2の(1)ハ45歳以上の中高年齢者
- 5 職歴
  - (1) ○○株式会社 令和2年4月～令和3年3月
  - (2) △△工業株式会社 平成6年4月～令和元年3月
- 6 希望する職種  
電気工事関係職種

令和 年 月 日、本人より聴取

(本人署名) ○○ ○○

記載例3

認定職業訓練事業費補助金の補助対象訓練生についての聴取事項

- 1 氏名 ○○ ○○
- 2 生年月日 平成 年 月 日 (満 歳)
- 3 受講訓練科 (コース) 美容科
- 4 補助の交付対象となる要件の該当  
算定基準第1の2の(1)ニ職場復帰を希望する者
- 5 認定職業訓練を受講し、元の職場への復帰をする予定であることを聴取済み。

令和 年 月 日、本人より聴取

(本人署名) ○○ ○○